

燕市立吉田北小学校いじめ防止基本方針(改訂版)

はじめに

この燕市立吉田北小学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律71号以下「法」という。)第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

本校では、全国でいじめによる自殺等の深刻な事態が後を絶たない状況や、国及び県や燕市の方針の改定を受け、PTA役員や学校評議員などの意見を聞きながら、学校基本方針の見直しと改訂を重ねていく。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童生徒が在籍している当該児童生徒と、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※1を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(新潟県いじめに関する条例 第2条)

○この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、いじめを受けた児童の立場に立って判断する。

○いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈しないようにする。

○けんかやふざけあいであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※1具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり蹴られたりする。
- ・金品をたかられる・隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

(2) いじめ類似行為の定義

児童に対して、当該児童生徒が在籍している当該児童生徒と、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの※2をいう。

(新潟県いじめに関する条例 第2条2項)

※2インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合などを指す。

(3) いじめに対する基本的な考え方

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していく。
- ②学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。
- ③いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいく。

(4) いじめ防止等のための取組方針

- ①いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ②いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③「取組評価アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組を見直す。これをPDCAサイクルにより定期的に行う。
- ④校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(5) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

①設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために特設委員会である、いじめ防止等の対策のための組織(以下「いじめ対策委員会」という。)を設置する。

②構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー

③役割内容

- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- (イ) いじめの相談・通報の窓口
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (エ) 学校でいじめの疑いに係わる情報があった時、緊急に対策会議を開き、情報の迅速な収集、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携(保護者への説明や見守り等の依頼)などの対応を組織的に実施するための中核

④報告と記録の保管

- (ア) 各教職員は些細ないじめの兆候や児童からの訴えを抱え込みます、または、対応不要であると個人で判断せずに全てを同組織に報告・相談する。
- (イ) 集められた情報は、個別に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報を集約し、共有化する。記録は5年間保存し、児童の進学、進級、転学に当たって適切に引き継ぐ。

(6) 地域・保護者との連携

- ①保護者への意識啓発(法における保護者の責務等 第9条)
 - ・PTA総会などで、いじめの防止等に関する保護者責務、学校基本方針、具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
- ②情報発信及び吉田北小学校いじめ基本方針の周知(学校だよりやHP上の公開)
- ③地域の活動によるいじめの未然防止の働きかけ

(7) 関係機関等との連携

- ①警察、児童相談所、市教委、民生委員・児童委員、育成委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携
- ②中学校区幼保小中の連携の強化
※いじめ対策委員会の情報を共有、5年間保存し、進学等に引き継ぐ。

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ◎ 道徳教育の充実(教育計画「道徳の年間計画」)
 - ◎ 人権教育、同和教育の充実(教育計画「人権教育、同和教育全体計画」)
 - ◎ 社会性の育成(異学年交流 授業 特別活動 行事)
 - ◎ 児童の手によるいじめ防止(いじめ見逃しゼロスクール、児童集会、学年・学級タイム)
 - 中1ギャップ、小1プロブレム解消の取組
 - 日常的な職員間の連携・情報交換
- * 【いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうる】ものであるということを想定し、以下の点には特に重点的に取り組む。
- ・ 日常の観察
 - ・ 日頃の教職員間の情報交換
 - ・ 保護者との連携

(2) いじめの早期発見のための取組

- ◎ いじめ相談・通報窓口の設置
- ◎ 定期的なアンケート(学校生活アンケート)、Q-U等の実施
 - ・ アンケートは2か月おきに年間5回実施する。(いじめが認められる場合は即時対応へ)
 - ・ アンケート調査を行う場合は、目的に応じて、児童の本音を引き出せるよう、無記名式と記名式とを必要に応じて組み合わせたり、アンケート調査を実施する場所を変えたりして工夫する。
 - ・ Q-Uは年間2回実施する。(前回の実施結果と比較し、大きな変容を把握する。)
- ◎ 教育相談の充実(いじめ防止等のための年間指導計画)
- **日常の子どもの観察**

* 観察では、以下のような点について、普段と違った様子・行動がないか注視する。

➤ 登校時・朝の会

- ・ 欠席、遅刻、早退が増える
- ・ 表情がさえない
- ・ 頭痛や腹痛等、体調不良を訴える
- ・ 教師と視線を合わせようとしない
- ・ 特定の子に友達からの挨拶や声かけがない

➤ 授業時間

- ・ 成績や意欲が低下する
- ・ 教科書等の忘れ物が増える
- ・ 特定の子にプリント等が配られない
- ・ 特定の子がペア・グループ活動で机を離される
- ・ 特定の子の言動に対して、周囲で笑いや冷やかし、からかい等がみられる

➤ 昼食時

- ・ 特定の子が当番で大変な仕事を毎回させられている
- ・ 給食のおかずやデザートを他の人に与えている

- ・ 敬遠されがちなメニューが特定の子に対して山盛りにされる
- ・ 特定の子が触れた食器等を当番がさわりたがらない

➤ **休み時間**

- ・ 友達と遊んでいる表情がさえない
- ・ 一緒にいる仲間が変わった
- ・ 特定の子が一人で過ごすことが増える
- ・ 特定の子が職員室や保健室を頻繁に訪れる
- ・ 特定の子が教職員の近くにいたがる
- ・ 特定の子がトイレや物陰等、目の届きにくい場所からよく出てくる

➤ **学校生活全般**

- ・ 特定の子の席だけ誰も座ろうとしない
- ・ 特定の子が廊下等ですれ違うときに避けられる
- ・ 特定の子が不快な呼び方(あだ名)で呼ばれる
- ・ 特定の子の周囲でうざい・きもい・消えろなど、侮辱的な言葉が聞かれる
- ・ 特定の子の机や椅子、ロッカー等にゴミが置かれている
- ・ 特定の子の衣服に靴の足跡等がついている
- ・ 特定の子にすり傷やあざが見られることが増えた
- ・ 特定の子の持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ・ 特定の子が落書きをされる
- ・ 特定の子が一人で離れて清掃をするようになった
- ・ 特定の子がふざけ半分で班長等に推薦される
- ・ 特別課外活動を休みがちになる

* **異状を認めたら、(3)へ！**

(3) いじめへの即時対応の取組

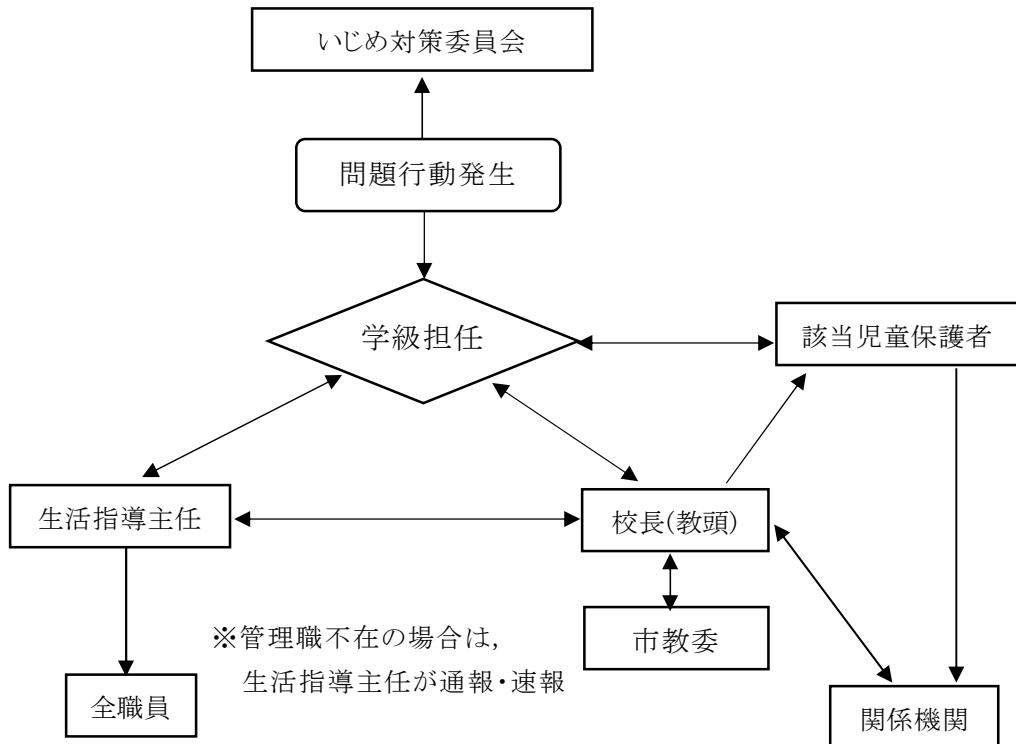
- ◎ 燕市教育委員会(以下「市教委」という。)への報告
- ◎ 組織を活用した状況調査
 - ・いじめを受けたとされる子どもやいじめの疑いを知らせてきた子どもの保護
 - ・いじめを行った子どもへの指導
 - ・いじめを受けたとされる子どもの保護者への対応
 - ・いじめを行った子どもの保護者への対応
 - ・その他の児童生徒に対する対応

(4)インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上のいじめへは、学校、家庭、地域が連携して対応していく。

- ◎インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを指導し、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。
- ◎児童だけではなく、保護者に対しても、入学説明会やPTA行事等の機会を通じて、インターネット上で行われるいじめの重大さ、SNSの使い方を含めた必要な情報モラル教育および啓発活動に取り組む。
- ◎ネットパトロール等の結果を情報共有したり、アンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認したりして、ネット社会における児童の動向を注視する。

【いじめに対する措置フローチャート】



ほう(報告) れん(連絡) そう(相談)を大切に

※ 即時対応で留意すべき事項

【初期対応の基本】

さ…最悪を想定して
し…慎重に
す…素早く
せ…誠意をもって
そ…組織で対応

【異常を認めたなら】

発見者だけで「いじめではない」「大丈夫」と即断しない！

- ・まず、その子の立場になって『聴く』
 - イ) うなずきながら
 - ロ) その子が訴えた言葉を繰り返しながら
 - ハ) 話が混乱している場合、内容を整理してやり、一つ一つ確認して
 - ニ) 必要な情報を聞き取り、記録する(下記 A～G を参照)
- ・「あなたを守り通す」、「秘密を守る」というメッセージを伝える

【いじめを把握したら】

- ・直ちに、生活指導主任、教頭(不在の場合は校長)へ報告する
 - A) いつ(いつから)

- B) どこで
- C) 誰が〔被害者〕
- D) 誰から〔加害者〕
- E) どのようなことをされた
- F) 被害状況
- G) 被害者の気持ち

【報告を受けたら】

- ・ いじめ対策委員会で、いじめか否かを判断し、迅速かつ組織的に対応する。
 - いじめを発見し、または通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、速やかにいじめ対策委員会を中核として複数で組織的に対応し、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通す。
 - いじめたとされる児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
 - いじめを受けた児童の保護者及び、いじめを行った児童の保護者の双方に対する支援、助言を継続的に行う。
- ・ 報告及び発見したいじめは、市教委へ報告を行う。
 - 原則として「いじめ認知報告書」に記入する。(アンケートによる認知を含む。)
 - 速報が必要と判断される場合は、市教委の担当指導主事に電話で連絡する。

【保護者との連携について】

- ・ 保護者に対しては、誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。
- ・ 被害児童の保護者には、原則としていじめを認知したその日のうちに連絡する。
- ・ 加害児童の保護者には、原則として事実確認後速やかに連絡する。
- ・ アンケートによっていじめを認知した場合においても、児童の成長と安心・安全な環境づくりのため、発達段階や状況に応じきめ細かに保護者と連携するなど、適切に指導・支援にあたる。

(4) いじめの解消に向けて

- いじめは、安易に解消したとは判断しない。

いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめに係わる行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること
- ・被害児童及びその保護者が心身の苦痛を感じていないと認められること

※「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめのいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に深く観察し、心のケアに努める。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。)

③ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったとき

(2) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合、市教育委員会に報告し、基本調査と詳細調査を行う。

基本調査は学校が行う。

詳細調査は、専門委員会又は学校を主体とする調査委員会のいずれかで実施する。

詳細調査を実施する主体は市教委が判断する。

※調査にあたっては、被害児童及びその保護者の要望、意見を十分に聴き取る。

①学校が行う基本調査にあたっての留意事項

(ア) いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童との人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

(イ) 在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として行う。

(ウ) 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(エ) 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(オ) 民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。

(カ) いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

・いじめを受けた児童の事情や心情を十分に聴き取る

・いじめを行った児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を止める。

・いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

○ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

②専門委員会が行う詳細調査及び報告

学校は、専門委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

③学校主体の調査委員会が行う詳細調査及び報告

(ア) 市教委は、学校における重大事態の基本調査結果を受け、学校主体の調査を実施するように命ずる。

(イ) 学校は、学校いじめ対策組織を活用し、第三者(外部の専門家等)を加えた組織又は新たな調査組織(第三者委員会)を組織することも検討する。組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(ウ) 市教委は、調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的処置も含めた適切な支援を行う。

(エ) 学校は、調査結果を市教委に報告し、市教委は市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、市教委は当該児童又はその保護者の

所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市長に報告する。

(3)調査結果の報告

学校は、以下に留意し、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、いじめを受けた児童・及びその保護者、いじめを行った児童及びその保護者に対して伝える。

(ア)調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、だれから行われ、どのような様であったか、学校がどのように対応したか等)について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

(イ)ほかの児童のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがないよう留意する

(4)重大事態への対処の留意点

学校は、学校で発生した重大事態に対して以下に留意して対応する。

(ア)必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として児童が他の学校への転学等の措置を行うことができるよう市教育委員会を連携しながら、積極的な支援を行う。

(イ)学校は、児童や保護者に不安や動搖が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシーに配慮する。

(ウ)児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査において、学校は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講じることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。

(エ)いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、学校として事実の内容や重大性、いじめを受けた児童やその保護者の意向を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、いじめを受けた児童とその保護者及び、いじめを行った児童とその保護者に対して公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。

(オ)学校は、調査後当該児童の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた児童が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、飛鳥に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

付記 令和4年10月一部改訂